

## 論点 6

## 面積及び形状等

2-4,2-6,2-7

## 1. 現状と課題

保護林で面積要件を課しているものは、森林生態系保護地域と森林生物遺伝資源保存林であり、両者とも 1,000 ヘクタール以上（例外的に離島等が 500 ヘクタール以上）となっている。

その他の保護林に面積要件はないため、箇所ごとの面積に大きなばらつきが見られる。例えば、植物群落保護林では、特定の個体保護を目的とした 0.01ha のものから 9 千ヘクタールのもので存在する。

保護林で個体数要件を課しているものは、林木遺伝資源保存林のみであり、繁殖力の旺盛な個体を集団的に 100 本以上程度含むこととしている。

保護林の形状については、特段の決まりはない。

## 2. 検討の方向性

限られた予算と人員のもと、保護林を将来に渡って良好な状態で持続させるため、面積要件の導入を検討する。

また、周縁効果（エッジ効果）等による保護林の環境変化を最小限とするため、また、形状に関する考え方の導入を検討する。

## 3. 具体的なイメージ

## (ア)面積要件

森林を一体的に保存等する保護林では、小さくとも地域特有の森林生態系（ローカルホットスポット）の保存等も可能となるよう役割を分担して面積要件を調整する。その際、離島や半島など、そもそも面積（母数）が小さいところに存在する森林生態系を有する森林は、生態的特性を踏まえ、適切な面積要件となるよう調整する。また、民有林を介して分散している国有林を一体として見る連たん面積の概念を導入する※1。

個体群の保全を目的とする保護林は、効率的、効果的な管理を行う観点から、小班単位等の最低面積要件を設定する。面積要件に達しない場合は、保護林ではなく、施業上の配慮により管理する。

※1：間にある民有林の管理水準を向上させることにより、分散している国有林を一体のものとして取扱い、合算した面積を面積要件の判断基準とする。

## (イ)形状

周縁部を避けて中央部の環境に適応した野生生物は、生育地、生息地の細分化によって減少を余儀なくされる。これを防止するため、保護林に外接する森林の緩衝機能を確保するとともに、保護林がほかの環境と接している部分がある場合は、保護林の周縁効果を最小限とする形状を指向する。